一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県海洋深層水研究所長が発注する物品の売買契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

１　公告日　令和７年９月10日（水曜日）

２　入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び数量

名 称 　貨物自動車(新車)

数　　　量　　 １台

(2) 調達する物品等の性質等　仕様書による

(3) 納入期限　　 令和８年３月１３日（金曜日）

(4) 納入場所　 沖縄県海洋深層水研究所

（沖縄県久米島町字真謝５００番地１）

３　入札に参加する者に必要な資格等

　　　次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　申請日時点で、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第２条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「入札名簿」という。）　（有効期間至令和８年10月31日）の「24　車両類」に登録されている者。

(2)　調達する物品の検査及び修理等が石垣島内で実施可能であること。

４　入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。

(5) 入札に参加しようとする者の間に次のような資本関係又は人的関係がある者。

　 ア　資本関係

① 親会社と子会社

② 親会社を同じくする子会社同士

　　 イ　人的関係

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている

５　入札への参加申請方法

入札への参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を持参又は郵送により沖縄県海洋深層水研究 所へ提出すること。

なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 申請場所　〒901-3104　沖縄県久米島町字真謝500番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 沖縄県海洋深層水研究所

　　　　※郵送の場合は、発送状況の追跡が可能な簡易書留郵便等で提出すること。（レターパック可）

(2) 申請期間　公告の日から令和７年９月26日（金曜日）午後５時まで

受付時間　午前９時～午後５時（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

(3) 提出書類

ア　申請書等提出確認票

イ　一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式）

ウ　沖縄県出納事務局物品管理課が発行する「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写し

エ　同種・同規模契約の実績（第2号様式）及びその契約書の写し

オ　入札保証金納付発行依頼書（第7号様式）及び債務者登録票（第8号様式）

※エ及びオについては、いずれかを提出

※審査結果はFAXにて通知後、郵送する

６　入札条件書に関する質問について

入札条件書等に関する質問は、令和７年９月22日（月曜日）午後５時までに、質問書（第3号様式）により、沖縄県海洋深層水研究所（FAX:0980-83-0117またはメール：xx049440@pref.okinawa.lg.jp）で受け付ける。電話または窓口での口頭による質問は、原則受け付けない。

７　入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（税込）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

８　入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金について」による。

９　入札書の提出期限、提出場所

(1) 提出期限　令和７年10月６日（月曜日）必着

(2) 提出場所　５ (1) に同じ。

(3) 提出方法　一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、発送日指定郵便とする。

(4) 留意事項

　　・入札書（第4号様式）には代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。

　　・入札書を封入する封筒は二重封筒（内封筒と外封筒）とすること。内封筒に入札案件名、開札日

時及び会社名を記入し、入札書のみを封入し封緘すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親

展」と朱書きすること。

　　　 ・入札回数ごとの（第１回～第３回分）の３通の入札書は、中が透けない封筒に入れて密封し、表面に入札回数（第１回、第２回、第３回）、件名及び入札者名を記載し、「入札書（〇回目）」と明記すること。封筒の大きさに規定はないが、別紙１に示す方法により作成すること。

　　　　・入札回数は３回まで（１回目の入札を含む）とする。提出された入札書が１回目のみの場合は、２回目以降の入札を辞退したものとみなす。また、提出された入札書が２回目までの場合は、３回目の入札を辞退したものとみなす。

　　　・入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回

　　　することはできない。

10　入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された課税対象額に当該金額の100分の10に相当

する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす

る。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜価格）を入札書に記載す

ること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札の日から落札の日までにおいて、県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした２通以上の入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明瞭な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合又はその他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

(9) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

(10) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札

12 開札

（1）　日時　令和７年10月７日（火曜日）午前10時

（2）　場所　沖縄県海洋深層水研究所

（3）　開札に立ち会うことを認められる者

　 開札は、当該入札事務に関係にない職員を立ち会わせてこれを行う

13　落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書（第４号様式）を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則１回とする。

(4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

14　最低制限価格

設定しない。

15　契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

16　その他

(1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用は禁止する。

(4) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。

(5) 入札参加資格通知書を受理した者は、入札を辞退する場合は入札辞退届（第６号様式）を提出すること。

(6) 落札決定後、契約締結等に関する県との調整がある場合は、誠実に対応すること。

17 問い合わせ先

沖縄県海洋深層水研究所　佐久本

〒901-3104　沖縄県久米島町字真謝500番地１

TEL　098‐896-8655

FAX　098-896-8658

郵便入札の留意事項

別紙１

１　入札書等の郵送方法等

　(1)　郵送方法

ア　配達日指定郵便とし、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかにより郵送すること。

イ　入札公告で指定された下記提出先へ郵送すること。

　　〒901-3104　沖縄県久米島町字真謝500番地１

沖縄県海洋深層水研究所

ウ　ア、イに示した以外の方法（普通郵便、配達日指定郵便でないもの、持参による提出、FAXによる送信）で提出された入札書等は、受理しない。

　(2)　入札書等の郵送は、次の方法により二重封筒とすること。

ア　内封筒には、入札書を入れ、封かんのうえ、開札日、事業名など必要事項を記載すること。

イ　外封筒には、入札書を入れた内封筒それぞれ１回目から３回目と、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し入れ、封かんのうえ、必要事項を記載すること。このとき、差出人の住所氏名の記載を必ず行うこと。（社名の印刷された封筒でも可とする。）

２　入札書等の提出期日

(1)　入札書等の提出期日は、原則として開札日の前日（その日が休日である時は、その前日以前においてその日に最も近い営業日）とする。

今回の場合は、令和７年10月６日（月曜日）必着とする。

　(2)　配達日指定郵便は、原則として、差出日の３日後から起算して10日以内の日となる。お届け日数が３日後以降の地域についてはこの限りでないため、詳しくは、差出郵便局へ問い合わせること。

　(3)　提出期日以外に到着した入札書等は受理しない。

３　その他

(1)　上記のほか、入札公告、入札説明書を確認の上、入札書等を提出すること。

(2)　入札書等の到達確認については、郵便追跡サービス等を活用して入札者自身で確認すること。

〇　内封筒の一例（内封筒には入札書を入れてください）

**入札書（１回目）**

沖縄県海洋深層水研究所長

開札日　令和７年10月７日

件　 名 貨物自動車（新車）

商号又は名称　〇〇〇株式会社

何回目の入札書が入っているか確認できるよう必ず入札回数を記載してください

〒901-3104

沖縄県久米島町字真謝500番地１

沖縄県海洋深層水研究所

貨物自動車（新車）　入札書在中

**配達**

**指定日**

**10月６日**

**（月曜日）**

〒〇〇〇－〇〇〇〇

沖縄県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　担当〇〇

ダイアグラム

自動的に生成された説明

